

「佐藤康行 真我の実践会」入会ガイドライン

一般社団法人 佐藤康行研究所

【名称】

本会は、『佐藤康行 真我の実践会』（以下、本会）と称します。

【目的】

本会は、佐藤康行（YS）メソッド開発者・佐藤康行に焦点を当て、佐藤康行の真我を体感、体得、体現し、「真我の実践」を行い、足元を光に変え世界を光に変えることを目的とします。

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- 【ア】 会員の真我追究のための支援（受講料その他の優遇、会員限定企画、特典）
- 【イ】 真我を伝えていくための支援（情報の提供や研修）

会員は、目的を達成するため、次のことを心がけます。

- 【ア】 佐藤康行（YS）メソッドの開発者である佐藤康行に中心帰一する
- 【イ】 真我を追究し、真我を世に伝える（真我を発信する側に立つ）

【条件】

本会の会員は、性別、年齢、地域を問わず誰でも入会することができます。

但し、未成年者の個人（リーダー）入会に関しては、保護者の同意を必要とします。

【入会】

本会の会員になろうとするものは、当ガイドラインに同意の上、本会の会員登録サイトから入会手続きを行います。どうしても会員登録サイトからの手続きができない場合、事務局へその旨連絡頂き、書面等、別の方法で入会手続きを行います。

【会員サイト】

登録完了した会員には、会員サイト「マイページ」が付与されます。

登録完了をお知らせする返信メールに、会員サイト「マイページ」へアクセスするために設定された ID、仮設定された PW（パスワード）が、送信されます。

会員サイト「マイページ」には、設定された ID、PW（パスワード）を入力すると入ることができます。

会員サイト「マイページ」では、個人情報変更、会費の支払い、各種セミナー申込、フォロー申込、会場費の支払い、などがいつでもできます。

【種別】

本会の有料会員は、次の3種とします。

- 【ア】 個人会員／申込者本人が対象
- 【イ】 家族会員／申込者本人（リーダー）および、本人が家族と見なす全員が対象
- 【ウ】 法人会員／法人の代表者（リーダー）と代表者が家族と見なす方、および全従業員と従業員が家族と

見なす方が対象。

法人会員には、一般法人と独立法人※1の2種があります。

独立法人※1としての入会は申請制となっており、入会条件が一般法人とは異なります。

詳細は別紙「法人会員入会ガイドライン」を参照ください。

【会費】

会員は、その種別に応じて以下の会費を納入します。

【ア】個人会員 年会費 120,000 円（税抜）〔月額 10,000 円（税抜）×12 回〕

【イ】家族会員 年会費 240,000 円（税抜）〔月額 20,000 円（税抜）×12 回〕

【ウ】法人会員 年会費 360,000 円（税抜）〔月額 30,000 円（税抜）×12 回〕

年会費は、本会の指定する方法により、年一括または月ごとに納付します。

会費の支払方法を変更する場合は、本会の会員サイト「マイページ」から会員本人（リーダー）が行います。

【期間】

本会の会員期間は、入会日から起算して1年後の該当月の末日まで【例：2019 年 6 月 7 日入会⇒2020 年 6 月 31 日まで】とし、退会の届出がない限り1年間自動更新されるものとします。更新を希望しない場合は、期間満了までにその旨を事務局へ申し出します。

入会日の定義は、年会費【一括払いまたは月払い】を本会が受領した日とし、またこれを「会員資格を得た日」と見なし、特典を受けることのできる開始日とします。

ただし、受領した月会費は翌月分に充当されます。（年一括の場合は翌月から12か月分）

会費の未納が2か月以上ある場合は、自動的に無料会員へと移行され、有料会員サービスの提供を受けることができなくなります。（優待チケット等は有効期限内であっても使用できなくなります。）

【退会】

退会はいつでも自由です。但し退会を希望する場合には、その旨を会員本人の自署による届出（PDF メール添付、FAX、写メールなど）を本会へ提出し受領される必要があります。

既払の会費（年会費【一括払いまたは月払い】）は、その理由に関わらず返金されません。月払いにつきましては、退会后、残りの会員期間の会費をお支払いいただく必要はありません。

本会が指定したものの「未使用の会員限定優待チケット等」の会員特典は、退会日をもって無効となります。退会日は、会員本人（リーダー）の届けを本会が受領した月の末日をもって退会日となります。

【除名】

会員が、故意・過失にかかわらず、次の各項に一つでも該当する場合には、本会はこれを除名することができます。

- 【ア】 本入会ガイドラインに違反し、本会から指摘を受けたにも関わらず、改善が認められないとき
- 【イ】 本会の社会的信用や名誉を著しく失墜させたとき
- 【ウ】 本会に多大な損害をあたえたとき
- 【エ】 上記【ア】～【ウ】に限らず、社会通念的観点から見て明らかに改善の必要性があって、本会から指摘を受けたにも関わらず、改善が認められないとき
- 【オ】 入会時に事務局より誓約書の提出を求められた方が、誓約書に違反したとき

【再入会】

会員は、退会時の事由に関わらずいつでも再入会できるものとします。

【通知方法】

会員がその会員種別に関わらず、入会と同時または入会後に得られる特典は、本会が会員へ電子メールまたは会員サイト「マイページ」等で通知を行うものとします。

【家族会員】

入会を希望する本人（リーダー）と家族（メンバー）が会員条件を満たす場合、本人が家族と見なす全員が等しく会員特典の権利を有し、本会からのサービスの提供を受けることができます。

（月払い税別 20,000 円で本人が家族と見なす全員が会員となる特典権利）

家族会員は、離婚による場合でも引き続き家族メンバーとして継続することができます。

【法人会員】

入会を希望する法人の代表者（リーダー）と代表者が家族と見なす者、および従業員（メンバー）と従業員が家族と見なす者が会員条件を満たす場合、それぞれが等しく会員特典の権利を有し、本会からのサービスの提供を受けることができます。

（月払い税別 30,000 円で法人代表者とその家族、および全従業員とその家族が会員となる特典権利）

【独立法人会員】

独立法人の入会ガイドラインは別紙をご覧ください。

【会員種別の変更】

会員はいつでも種別変更できます。

但し、法人会員から家族、または個人へ、家族会員から個人会員への変更については、会費の支払い方法により変更可能時期が変動します。

法人メンバー、家族メンバーの方は、法人メンバー、家族メンバーから独立して、会費を支払うことで法人会員リーダー、家族会員リーダーとして登録することができます。

【手続きについて】

<各種会員リーダー>

- ①会員登録サイト（佐藤康行 真我の実践会 マイページ）<https://c2.members-support.jp/shinga/>から、新規ユーザー登録をクリックします。
- ②□「利用規約、プライバシー規約を読みました。内容に同意します。」を☑して、「同意する」をクリックします。
- ③基本情報とログイン情報だけを入力します。
- ④確定をクリックすると、登録したメールアドレス1へ、仮登録完了メールが届きます。
- ⑤仮登録完了メールの中の、【↓クリックをすると本登録を完了します】で示されているアドレスをクリックすると会員登録が完了です。

<各種会員メンバー>

会員メンバーの登録は、会員リーダーが自分のマイページから行います。

【会費の支払い方法】

- クレジットカード決済（年払い・月払い）
- コンビニ決済（年払い・月払い）
- 口座引落とし（月払い）
- ペイジー銀行振込（年払い・月払い）
- ペイパル（年払い）

詳細は別紙の会費支払いガイドラインをご覧ください。

【会費の支払い方法の変更】

1. □座引落をクレジットカードへ
2. クレジットカード払いを口座引落へ
3. クレジットカード月払いを年払いへ
4. クレジットカード年払いを月払いへ
5. 銀行振込をクレジットカード払いへ

【家族メンバー追加・更新】

会期の途中で、家族会員として家族を新たにメンバーとして加えた場合、新たに加わった家族メンバーの入会日は、先に入会していた会員の入会日と同一とみなし、次年度より同時に更新されるものとします。

【法人メンバー追加・更新】

会期の途中で、法人会員として代表者の家族、従業員、従業員の家族を新たに法人メンバーとして加えた場合、新たに加わったメンバーの入会日は、先に入会していた法人代表者の入会日と同一とみなし、次年度より同時に更新されるものとします。

【禁止事項】

本会を通じて知り得た、本会の会員及び心の学校グループの顧客および所属のスタッフに関する、個人情報やプライバシーに関する情報等についての一切は、本人の許可なくこれを他人に話したり、紙面その他の媒体にその内容を使用することを固く禁止します。

本会を通じて知り得た、本会及び心の学校グループ内のすべての企業に関する内部情報については、これを企業機密と扱い、一切の情報の漏えいを禁止します。

本会の取り扱う印刷物（ちらし、広告、パンフレット、ニュースレター、講座資料等）及びホームページ内容、文章、ロゴ、デザイン等の流用や転用は、許可無くこれを禁止します。

本会の公的なイベントにおいて、会員個人の収益を目的とした一切の営業活動はこれを禁止します。

【異議申立】

本会則の内容に関し異議のある場合は、本会の責任者に対し、異議を申し立てることができます。申し立てのあった場合、本会の責任者と会員との間において協議を持ち、両者合意の上これを改定することができます。

【ガイドラインの変更】

本会はこれまでに存在しない全く新しい概念の会ですので、その特典内容、制度内容など日々進化させ、また会員からのご提案、ご希望などをできる限り反映していきます。

それに伴い電子メールあるいは電子メール相応のデジタル通信で通知、または会員サイト「マイページ」等で告知することにより、ガイドラインを適宜変更できるものとします。

【特例】

本ガイドラインはその全ての内容において、佐藤康行（YS）メソッド創始者・佐藤康行の判断でいつでも特例を設けることができます。

附則.

本規約は 2019 年 6 月 1 日より発効します。

2020 年 5 月 21 日 改訂

以上